

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から48年3月まで

申立期間当時、母から国民年金保険料の納付に行くように頼まれ、年に何度か社会保険事務所(当時)を訪れた記憶がある。社会保険事務所に納付していた保険料について、誰の分だったか分からないため、納付した可能性のある母の国民年金の納付記録について年金事務所に照会したが、母の記録は見当たらないとの回答であった。このため、納付していた国民年金保険料が私の分であった可能性もあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、母親の依頼によりA市B付近にあった社会保険事務所に行き、国民年金保険料を納付していた記憶があると主張しているところ、当時、申立人が記憶する所在地付近に、社会保険事務所が存在していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月28日に同居していた申立人の兄と連番で払い出されていることから、この時点において、申立期間のうち46年3月以前の保険料は、時効により納付することができない。

また、同居していた申立人の妹の国民年金手帳記号番号は、上記払出しの約1か月後に払い出されているところ、オンライン記録によると、兄及び妹についても、申立人と同様に昭和48年4月から国民年金保険料を納付していることが確認でき、それ以前の国民年金加入期間は未納となっている。

さらに、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、現在の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる

事情は見当たらない。

なお、申立人は、母親に依頼されて社会保険事務所に納付していたとする国民年金保険料について、「自身の分だったのか、母の分だったのか分からないため、納付した可能性のある母の国民年金の納付記録について年金事務所に照会したが、母の記録は見当たらないとの回答であった。そのため、納付を行った保険料が、私の保険料であった可能性もあるので申立てを行った。」と供述しているところ、当委員会において調査を行った結果、申立人の母親については、申立期間の保険料は納付済みの記録であることが判明した。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から10年3月まで  
平成5年4月にA県B市のC店に就職した。申立期間については、妻と同居(婚姻日は、平成9年8月\*日)しており、家計の管理は妻が行っていた。妻が、水道光熱費などの公共料金とともに夫婦二人分の国民年金保険料も納付していたはずなのに、私の記録だけ未納とされているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻が、公共料金、国民健康保険料、市県民税などとともに、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張しているところ、オンライン記録を見ると、申立期間における申立人の妻の保険料については納付済みと記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る平成5年度から9年度までのB市の検認状況表(電算記録)を見ると、申立人が平成5年5月に同市に転入したことが記載されているが、申立期間についての検認記録欄に保険料を納付した記録は確認できない上、申立人が同市の前に居住したD町の国民年金被保険者名簿(電算記録)を見ても、申立人が同年5月に転出し、同町において被保険者ではなくなったことの記載は確認できるが、検認記録欄に保険料を納付した記録は確認できない。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付したとする申立人の妻は、保険料の納付方法について記憶は定かではないとしながらも、「その都度、払える方法で納付した。納付場所については、B市役所の窓口、3つの金融機関又はコンビニエンスストアで納付したと思う。」と供述しているところ、B市は、「当市役所内においては、申立期間当時、E銀行が国民年金保険料納付の受付を行っていた。当市では、遅くとも昭和62年には電算による事務処理の機械化を構築していた。その納付記録が検認状況表

であり、検認漏れが発生しないよう、毎月、検認記録と収納金額の突合を行っていた。また、申立期間当時は、コンビニエンスストアにおいては国民年金保険料を納付することができなかった。」としている上、前述の3つの金融機関の申立人名義の口座の入出金記録からも、申立期間における保険料納付の事実を裏付ける記録を確認することはできなかった。

さらに、申立期間は5年に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い上、国民年金の事務処理は、昭和59年2月以降記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月以降については基礎年金番号制度が導入されたことから、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、現在の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年3月まで

昭和52年3月に短期大学を卒業して市内のAにBとして勤務した。厚生年金保険には加入できなかったため、父が市役所出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、両親が自分たちの国民年金保険料とともに私の保険料を自治会の集金人に毎月納付してくれていたと聞いている。当時の保険料額は覚えていないし、領収証なども残していないが、納付していたと思うので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年3月に短期大学を卒業して市内のAにBとして勤務したが、厚生年金保険には加入できなかったため、父親が国民年金の加入手続きを行い、両親が国民年金保険料を自治会の集金により納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年1月5日にC市で払い出されていることから、この時点において申立期間のうち52年4月から同年9月までの保険料は時効により納付することができない。

また、昭和52年10月から54年3月までの保険料は過年度納付が可能であるものの、C市は、「昭和54、55年当時、自治会では過年度保険料を集金するようなことはなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、その父親からは、高齢のため供述を得ることができず、また、その母親も当時の記憶が明確でないため、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 3 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録に疑義があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

すなわち、申立期間①のうち昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 3 月 1 日までの期間については、47 年 10 月 1 日の定時決定により、標準報酬月額が直前の期間より 4 等級も下がっているが、思い当たる給与の減額要因は無いので、直前の期間の標準報酬月額と同額の 13 万 4,000 円に訂正してほしい。

また、申立期間①のうち昭和 48 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、47 年 12 月の定期昇給により昇給したにもかかわらず、48 年 3 月 1 日の随時改定による標準報酬月額は、1 年前の 47 年 3 月 1 日の随時改定時の額より低額であり、恣意的な調整の取扱いが疑われるので、上記の期間と同額の 13 万 4,000 円に訂正してほしい。

さらに、申立期間②については、申立期間の直前の昭和 51 年 8 月 1 日の随時改定において標準報酬月額が 24 万円に改定されているところ、申立期間に係る同年 10 月 1 日の定時決定により 22 万円に引き下げられているが、同じ算定月を基準としているにもかかわらず、両改定の標準報酬月額が異なっているのは不自然であるので、申立期間の標準報酬月額を随時改定時の 24 万円に訂正してほしい。

加えて、申立期間③については、昭和 54 年 3 月 1 日の随時改定により、当該期間の標準報酬月額は 30 万円から 32 万円に引き上げられているが、その差は 1 等級しかなく、2 等級以上の差が生じた場合に改定するという制度に反する誤った記録になっているので、申立期間の標準報酬月額を、申立期間前後と同額の 32 万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間①から③までについて、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない上、記載されている記録は、オンライン記録と一致している。

また、前述の被保険者名簿において申立人と同日に資格取得している557人の標準報酬月額について検証したが、申立期間①から③までにおいて、申立人と同様に標準報酬月額が低下している者が複数確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが他の同僚と比較して不自然であるとまでは言えない。

さらに、A社は、「申立期間当時の賃金台帳や社会保険関係資料を保存していない。」と回答しており、また、同社が保管している申立期間を含む申立人に係る源泉徴収票及びその他の人事・給与関係資料だけでは、当該期間の標準報酬月額を正確に算出できないため、オンライン記録の正誤を判断することができない。

加えて、申立人から提出のあった給与明細書2枚（昭和53年4月分及び54年1月分）で確認できる厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致しており、記録と異なる控除は認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は、同じ算定月を基準としているにもかかわらず、申立期間の直前の昭和51年8月1日の随時改定時と申立期間に係る同年10月1日の定時決定時の標準報酬月額が異なっているのは不自然であると主張しているが、同年8月1日の標準報酬月額の改定は、同時期に標準報酬月額の上限額が、それまでの20万円から32万円に引き上げられたことによる改定であり、算定月の給与の変化に伴う随時改定ではないことから、これをもって当該期間に係る標準報酬月額の改定が不自然であるとは言えない。

また、申立人は、申立期間③について、申立期間直後の随時改定は標準報酬月額に1等級の差しかなく制度に反した誤った記録であると主張しているが、当該随時改定による標準報酬月額32万円は、当時の標準報酬月額の上限額であるところ、標準報酬月額の上限額又は下限額に該当する等級変更については、実質的に2等級以上の変動が生じた場合には、記録上は1等級の変更であっても随時改定を行うとされていることから、これをもって当該期間に係る標準報酬月額の改定が不自然であるとは言えない。

- 3 このほか、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。